

## 民法（債権関係）の見直し

# 民法(債権関係)の見直し

## 見直しの目標 — 2つの課題

法制審 諮問第88号 (平成21年10月)

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。



社会・経済の変化への対応

国民一般に分かりやすい民法

## これまでの審議経過と今後の予定

\* 民法(債権関係)部会設置 (平成21年10月)

第1ステージ → 中間論点整理 (平成23年4月) パブコメ(平成23年6~8月)  
第2ステージ → 中間試案 (平成25年2月) パブコメ(平成25年4~6月)  
第3ステージ → 要綱仮案 (平成26年8月26日決定)  
要綱案 (平成27年1月メド)  
要綱(答申) (平成27年2月メド)  
(合計96回の部会会議、18回の分科会会議 (9月18日現在))

《法制審総会への報告》

・第163回会議(平成22年10月)  
・第166回会議(平成24年2月)  
・第168回会議(平成25年2月)  
・第173回会議(平成26年9月)

## 要綱仮案の概要

今後の条文化等の作業に要する時間を考慮して、要綱案の決定に先立ち、実質的な改正内容を固めることを目的とするもの部会メンバーのコンセンサスが得られた改正項目(中間試案260項目のうち約200項目)に絞り込み